

令和 6 年第 5 回 荒尾市議会（定例会） 議案資料（追加提案分） 目次

議案番号	件 名	ページ
議第 7 9 号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	1
議第 8 0 号	荒尾市職員の給与に関する条例等の一部改正について	7
議第 8 1 号	令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 7 号）	30
議第 8 2 号	令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	31
議第 8 3 号	令和 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	32
議第 8 4 号	令和 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	33
議第 8 5 号	令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	34

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について（概要）

特別職の期末手当の改定 【令和6年12月期から改定】

＜市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員＞

年間3.40月分 → **3.45月分（0.05月分引上げ）**

特別職	現行	改定後	
	令和6年度	令和6年度	令和7年度以降
6月 期末手当	1.70月	1.70月	1.725月
12月 期末手当	1.70月	1.75月	1.725月
年間合計	3.40月	3.45月	3.45月

※令和6年12月の増額分は、条例改正後に支給

【改正条例一覧】

荒尾市長等の給与等に関する条例

荒尾市企業管理者の給与等に関する条例

荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

＜荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正＞

第1条（公布の日施行）

現	行	改	正	後
	(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。		

第2条（令和7年4月1日施行）

現	行	改	正	後
	(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。		

< 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正 >

第 3 条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後
(給与及び旅費の支給方法)				
第 5 条	給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第 9 号) 及び荒尾市職員等の旅費に関する条例 (昭和28年条例第 5 号) の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の 5 第 2 項中「100分の122. 5」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第 5 項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第 5 条	給与及び旅費の支給方法) する条例 (昭和26年条例第 9 号) 及び荒尾市職員等の旅費に関する条例 (昭和28年条例第 5 号) の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の 5 第 2 項中「100分の122. 5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の127. 5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第 5 項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	

第 4 条 (令和 7 年 4 月 1 日施行)

現	行	改	正	後
(給与及び旅費の支給方法)				
第 5 条	給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第 9 号) 及び荒尾市職員等の旅費に関する条例 (昭和28年条例第 5 号) の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の 5 第 2 項中「100分の122. 5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の127. 5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第 5 項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする	第 5 条	給与及び旅費の支給方法) する条例 (昭和26年条例第 9 号) 及び荒尾市職員等の旅費に関する条例 (昭和28年条例第 5 号) の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の 5 第 2 項中「100分の125」とあるのは、「 <u>100分の172. 5</u> 」とし、同条第 5 項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする	

＜荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第5条（公布の日施行）

現	行	改	正	後
(給与及び旅費の支給方法)				
第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされ、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされ、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			

第6条（令和7年4月1日施行）

現	行	改	正	後
(給与及び旅費の支給方法)				
第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされ、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			

< 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正 >

第7条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当)				(期末手当)
第6条 市議会議員には、期末手当を支給する。				第6条 市議会議員には、期末手当を支給する。
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。				2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

第8条 (令和7年4月1日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当)				(期末手当)
第6条 市議会議員には、期末手当を支給する。				第6条 市議会議員には、期末手当を支給する。
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。				2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部改正について（概要）

一般職の給与改定

給料表を 3, 300円～26, 300円引上げ

期末・勤勉手当の改定・・・国に準じた支給割合の引上げ【令和6年12月期から改定】

一般職員及び会計年度任用職員…年間4.50月分 → 4.60月分（0.10月分引上げ）

〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	令和6年度	令和6年度	令和7年度以降
6月 期末手当	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕	1.25月〔1.05月〕
勤勉手当	1.025月〔1.225月〕	1.025月〔1.225月〕	1.05月〔1.25月〕
12月 期末手当	1.225月〔1.025月〕	1.275月〔1.075月〕	1.25月〔1.05月〕
勤勉手当	1.025月〔1.225月〕	1.075月〔1.275月〕	1.05月〔1.25月〕
年間合計	4.50月〔4.50月〕	4.60月〔4.60月〕	4.60月〔4.60月〕

定年前再任用短時間勤務職員…年間2.35月分 → 2.40月分（0.05月分引上げ）

〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	令和6年度	令和6年度	令和7年度以降
6月 期末手当	0.6875月〔0.5875月〕	0.6875月〔0.5875月〕	0.70月〔0.60月〕
勤勉手当	0.4875月〔0.5875月〕	0.4875月〔0.5875月〕	0.50月〔0.60月〕
12月 期末手当	0.6875月〔0.5875月〕	0.7125月〔0.6125月〕	0.70月〔0.60月〕
勤勉手当	0.4875月〔0.5875月〕	0.5125月〔0.6125月〕	0.50月〔0.60月〕
年間合計	2.35月〔2.35月〕	2.40月〔2.40月〕	2.40月〔2.40月〕

その他諸手当の主な改正

・扶養手当

（月額）

扶養親族	現行	改定後	
	令和6年度まで	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

- ・地域手当 級地の区分及び支給割合を変更する。
- ・通勤手当 1か月当たりの支給上限を55,000円から150,000円に引き上げる。
- ・管理職員特別勤務手当 管理職が平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に、臨時又は緊急の必要により勤務をした場合を支給対象に追加する。

【改正条例一覧】

荒尾市職員の給与に関する条例

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例

荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

＜荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正＞

第1条（公布の日施行）

現 行	改 正 後
（期末手当） 第16条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。 4～6 略	（期末手当） 第16条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（職務の級が7級である職員（<u>以下この項及び第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。</u>）にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「100分の107.5」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略
（勤勉手当） 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	（勤勉手当） 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

現	改	正	後
当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額 3～5 略	当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する場合に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額 3～5 略		
別表第1（第3条関係） 行政職給料表(1) 略	別表第1（第3条関係） 行政職給料表(1) 略		

第2条（令和7年4月1日施行）

現	改	正	後
(扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母	(扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のある<u>全ての</u>職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 削る。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母		

現 行	改 正 後
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。 4 略	(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 略
第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2・3 略 (地域手当) 第9条の3 略	第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2・3 略 (地域手当) 第9条の3 略
2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略 (3) 3級地 <u>100分の15</u> (4) 4級地 <u>100分の12</u> (5) 5級地 <u>100分の10</u> (6) 6級地 <u>100分の6</u> (7) 7級地 <u>100分の3</u> 3 略	2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略 (3) 3級地 <u>100分の12</u> (4) 4級地 <u>100分の8</u> (5) 5級地 <u>100分の4</u> 削る。 削る。 3 略

現 行	改 正 後
(住居手当) 第9条の6 略 (1)・(2) 略 (3) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める有料宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があるものとして規則で定めるもの 2・3 略	(住居手当) 第9条の6 略 (1)・(2) 略 (3) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（規則で定める有料宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があるものと認められるものとして規則で定めるもの 2・3 略
(通勤手当) 第10条	(通勤手当) 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) <u>通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</u> (2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</u> (3) <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である</u>

現 行	改 正 後
通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>通勤距離が片道2キロメートル以上である職員が通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする職員</u> 支給単位期間につき、当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）<u>。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数に乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）とし、交通機関等を利用するほか、あわせて自動車等を使用することを常例とする者に対しては、運賃等相当額及び次号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び次号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）</u> (2) <u>前号に掲げる職員以外の職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮すべき職員にあっては、その額から、その額に<u>市長が定める割合</u>を乗じて得た額を減じた額）	職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>前項第1号に掲げる職員</u> 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「<u>運賃等相当額</u>」という。） (2) <u>前項第2号に掲げる職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

現 行	改 正 後
アース 略	アース 略 (3) <u>前項第3号に掲げる職員、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</u> 3. <u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実際に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</u> 4. <u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u> <u>前項の規定は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び單純な労務に雇用される職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適</u>

現 行	改 正 後
2 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。 3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に關して必要な事項は人事院規則の定めによる国家公務員の支給及び返納の例による。 (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)	用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に關して必要な事項は、規則で定める。 (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

現 行	改 正 後
第16条の4 略 2 第3条第4項、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5及び第9条の6の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第16条の4 略 2 第3条第4項、第4条及び第7条の2から第9条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
(期末手当) 第16条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（職務の級が7級である職員（以下この項及び第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。 4～6 略	(期末手当) 第16条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。 4～6 略
(勤勉手当) 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(勤勉手当) 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

現 行	改 正 後
当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額 3～5 略 (管理職員特別勤務手当) 第17条 第16条の3第1項に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。	当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額 3～5 略 (管理職員特別勤務手当) 第17条 第16条の3第1項に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第16条の3第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。
2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。	2 前項に規定する場合のほか、第16条の3第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

現	行	改	正	後
		(1)	第 1 項に規定する場合	同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額
		(2)	前項に規定する場合	同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額
3	前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	4	前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	
別表第 1 (第 3 条関係)		別表第 1 (第 3 条関係)		
行政職給料表(1)		行政職給料表(1)		
略		略		

＜荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正＞

第 3 条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後
附 則 (施行期日)		附 則		
1	この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。	この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。削る。		
2	第 4 条第 1 項の規定により給料表を適用する場合において、給与 条例の改正により給料表の改定が行われたときの当該改正が行われ た年度内における改定後の給料表の適用は、同項の規定にかかわら ず、当該給料表の改定に係る条例の施行の日 (以下「改定条例施行 日」という。) の属する年度の 1 月 1 日からとする。ただし、改定 条例施行日が当該年度の 1 月 2 日以後である場合は、改定条例施行 日が改定条例施行日の属する月の初日であるときはその日、改定条 例施行日が改定条例施行日の属する月の初日以外の日であるときは 改定条例施行日の属する月の翌月の初日から適用するものとする。			

別表第 1 (第 4 条関係)

別表第 1 (第 4 条関係)	職 種	月 額
	職 種	月 額

現 行		改 正 後	
行政事務職	給料表に定める 1 級における最高の給料月額である <u>249,400円</u>	行政事務職	給料表に定める 1 級における最高の給料月額である <u>258,100円</u>
保健師、助産師、看護師その他の規則で定める職	給料表に定める 2 級における最高の給料月額である <u>305,200円</u>	保健師、助産師、看護師その他の規則で定める職	給料表に定める 2 級における最高の給料月額である <u>308,500円</u>
保育士、社会福祉士その他の規則で定める職	給料表に定める 2 級における最高の給料月額である <u>305,200円</u>	保育士、社会福祉士その他の規則で定める職	給料表に定める 2 級における最高の給料月額である <u>308,500円</u>
上記以外で規則で定める職	給料表に定める 2 級における最高の給料月額である <u>305,200円</u>	上記以外で規則で定める職	給料表に定める 2 級における最高の給料月額である <u>308,500円</u>

<荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正>

第 4 条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
(報酬) 第 3 条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額のときは<u>295,354円</u>、日額のときは<u>14,064円</u>及び時間額のときは<u>1,875円</u>の範囲内とし、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2・3 略 (期末手当) 第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割	(報酬) 第 3 条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額のときは<u>298,548円</u>、日額のときは<u>14,216円</u>及び時間額のときは<u>1,895円</u>の範囲内とし、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2・3 略 (期末手当) 第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割

現行	改正後
増報酬を除く。)の1月当たりの平均額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 略 2 略 (勤勉手当) 第14条の2 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) 略 (2) 勤勉手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略	増報酬を除く。)の1月当たりの平均額に、<u>6月に支給する場合合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 略 2 略 (勤勉手当) 第14条の2 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) 略 (2) 勤勉手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略

第5条（令和7年4月1日施行）

現行	改正後
(期末手当) 第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。	(期末手当) 第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。

現 行	改 正 後
(1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 略 2 略	(1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 略 2 略
(勤勉手当) 第14条の2 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) 略 (2) 勤勉手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5、12月に支給する場合</u>には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略	(勤勉手当) 第14条の2 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) 略 (2) 勤勉手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略

< 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 >

第 6 条 (令和 7 年 4 月 1 日施行)

現	行	改	正	後
(給与条例の適用除外等) 第 8 条 略	(給与条例の適用除外等) 第 8 条 略			
2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 10 条第 1 項第 2 号及び第 13 条第 2 項の規定の適用については、これら前再任用短時間勤務職員及び荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 25 年条例第 40 号) 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。	2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 10 条第 1 項第 2 号及び第 13 条第 2 項の規定の適用については、これら前再任用短時間勤務職員及び荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 25 年条例第 40 号) 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。			

< 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 >

第 7 条 (令和 7 年 4 月 1 日施行)

現	行	改	正	後
(扶養手当) 第 5 条 略	(扶養手当) 第 5 条 略			
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)			
(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	(1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子			
(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫			
(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母	(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母			
(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹			
(6) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者			
(地域手当)	(地域手当)			
第 5 条の 2 略	第 5 条の 2 略			
2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額、次の各	2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各			

現 行	改 正 後
号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略 (3) 3級地 <u>100分の15</u> (4) 4級地 <u>100分の12</u> (5) 5級地 <u>100分の10</u> (6) <u>6級地 100分の6</u> (7) <u>7級地 100分の3</u> 3・4 略	号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略 (3) 3級地 <u>100分の12</u> (4) 4級地 <u>100分の8</u> (5) 5級地 <u>100分の4</u> 削る。 削る。 3・4 略
(単身赴任手当) 第6条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することを考慮して管理者が定める基準に照らして困難であるとして認められ、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 略	(単身赴任手当) 第6条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。本項及び次項において同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められ、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 略
(管理職員特別勤務手当) 第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第11条の2に定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは<u>年末年始の休日に勤務する場合に支給する。</u>	(管理職員特別勤務手当) 第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第11条の2に定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは<u>年末年始の休日(次項において「週休日等」という。)</u>に勤務をした場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第11条の2に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前

現 行	改 正 後
	5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。
（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条 第4条、第5条、 <u>第5条の4及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の第4条第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公共団体的一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。</u> 2 略	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条 第4条、第5条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公共団体的一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。 2 略

＜地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第21号）の一部改正＞

第8条（令和7年4月1日施行）

現 行	改 正 後
附 則 （荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第14条 2～6 略 7 新条例第3条第4項、第4条、 <u>第7条の2から第9条まで、第9条の5及び第9条の6の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> 8 略	附 則 （荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第14条 略 2～6 略 7 新条例第3条第4項、第4条及び第7条の2から第9条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 略
（荒尾市企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第16条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、第13条の規定による改正後の荒尾市企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第4条、第5条、 <u>第5条の4及び第14条の規定は、適用しない。</u>	（荒尾市企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第16条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、第13条の規定による改正後の荒尾市企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第4条、第5条及び第14条の規定は、適用しない。

附 則
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条から第8条までの規定並びに附則第5項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び第4条の規定による改正後の荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「第4条改正後報酬等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日に荒尾市の会計年度任用職員として在職する者に限り、この条例の施行の日の属する年度における任期の初日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条改正後給与条例又は第4条改正後報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第4条の規定による改正前の荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与又は第4条改正後報酬等条例による報酬の内払とみなす。

(号給の切替え)

5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において荒尾市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出を

しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とし、第7条の規定による改正後の荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「第7条改正後企業職員給与条例」という。）第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

8 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合は、第2条改正後給与条例第9条の3第2項の規定又は第7条改正後企業職員給与条例第5条の2第2項の規定にかかわらず、規則又は管理者が別に定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則又は管理者が別に定める割合とする。
(規則等への委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則、企業管理規程及び病院事業管理規程で定める。

附則別表

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	2
19	15	11	11	7	3	3
20	16	12	12	8	4	4
21	17	13	13	9	5	5
22	18	14	14	10	6	6
23	19	15	15	11	7	7
24	20	16	16	12	8	8
25	21	17	17	13	9	9
26	22	18	18	14	10	10
27	23	19	19	15	11	11

28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41

58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		

88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

議第81号資料

令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 7 号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民 生 費	国民健康保険特別会計繰出金	3,636				3,636	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 3,636
	介護保険特別会計繰出金	2,300				2,300	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 2,300
	後期高齢者医療特別会計繰出金	1,634				1,634	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 1,634
	3 款計	7,570				7,570	
8 土 木 費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	1,114				1,114	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 1,114
	8 款計	1,114				1,114	
款 合 計		8,684				8,684	
各款職員等人件費		95,084	1,478		8,511	85,095	(財源) ・国庫補助金 1,422 ・県補助金 56 ・熊本県市町村振興協会派遣職員人件費負担金 7,814 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 697
(うち会計年度任用職員)		(40,918)	(1,478)			(39,440)	
補 正 額		103,768	1,478		8,511	93,779	一般財源 ・財政調整基金繰入金 93,779
補正前の額		28,562,898	7,737,337	1,366,500	1,677,960	17,781,101	
合 計		28,666,666	7,738,815	1,366,500	1,686,471	17,874,880	

令和6年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	623,386	3,636	627,022	給与改定等に伴う増額
	その他	106,515	0	106,515	
	計	729,901	3,636	733,537	
7款 繰越金	その他の繰越金	7,176	321	7,497	令和5年度決算繰越金 (28,034千円のうち321千円計上)
その他		6,571,175	0	6,571,175	
歳入合計		7,308,252	3,957	7,312,209	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	114,009	3,636	117,645	給与改定等に伴う増額
	その他	15,912	0	15,912	
	計	129,921	3,636	133,557	
6款 保健事業費	保健衛生普及費	40,339	321	40,660	給与改定に伴う増額
	その他	40,158	0	40,158	
	計	80,497	321	80,818	
その他		7,097,834	0	7,097,834	
歳出合計		7,308,252	3,957	7,312,209	

令和6年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第4号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金（総合以外）	52,785	1,214	53,999	給与改定等に伴う増額
	その他	1,384,387	0	1,384,387	
	計	1,437,172	1,214	1,438,386	
6款 県支出金	地域支援事業交付金（総合以外）	26,392	607	26,999	給与改定等に伴う増額
	その他	761,713	0	761,713	
	計	788,105	607	788,712	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	56,201	723	56,924	給与改定等に伴う増額
	事務費繰入金	87,525	970	88,495	給与改定等に伴う増額
	地域支援事業繰入金（総合以外）	26,392	607	26,999	給与改定等に伴う増額
	その他	949,011	0	949,011	
	計	1,119,129	2,300	1,121,429	
10款 繰越金	繰越金	84,774	729	85,503	給与改定等に伴う増額
その他		2,419,082	0	2,419,082	
歳入合計		5,848,262	4,850	5,853,112	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	122,664	3,188	125,852	給与改定等に伴う増額
	認定調査等費	55,375	970	56,345	給与改定に伴う増額
	その他	27,167	0	27,167	
	計	205,206	4,158	209,364	
5款 地域支援事業費	総合相談事業費	5,931	390	6,321	給与改定に伴う増額
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	2,801	302	3,103	給与改定に伴う増額
	その他	215,801	0	215,801	
	計	224,533	692	225,225	
その他		5,418,523	0	5,418,523	
歳出合計		5,848,262	4,850	5,853,112	

3号補正後の介護保険特別会計予算は5,886,799千円で、その内訳は、保険事業勘定5,848,262千円、介護サービス事業勘定38,537千円です。

今回の4号補正により、保険事業勘定を4,850千円増額しますので、4号補正後の介護保険特別会計予算は5,891,649千円となります。

令和6年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	44,658	1,634	46,292	給与改定等に伴う増額
	その他	277,792	0	277,792	
	計	322,450	1,634	324,084	
6款 諸収入	雑入	7,275	160	7,435	給与改定等に伴う増額
	その他	1,200	0	1,200	
	計	8,475	160	8,635	
その他		680,922	0	680,922	
歳入合計		1,011,847	1,794	1,013,641	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	47,855	1,794	49,649	給与改定等に伴う増額
	その他	3,162	0	3,162	
	計	51,017	1,794	52,811	
その他		960,830	0	960,830	
歳出合計		1,011,847	1,794	1,013,641	

議第85号資料

令和6年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	196,724	1,114	197,838	給与改定等に伴う増額
その他		548,488	0	548,488	
歳入合計		745,212	1,114	746,326	

【歳出】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	101,972	1,114	103,086	給与改定等に伴う増額
その他		643,240	0	643,240	
歳出合計		745,212	1,114	746,326	